

小 口 零 細 企 業 資 金

1 融資の対象

県内に事業所を有し、事業を営む小規模企業者(※)で、既保証と合わせ保証債務残高が2,000万円以下となるもの

※小規模企業者とは、中小企業者のうち従業員数が20人以下(商業及びサービス業(注1)は5人以下)の事業者

(注1)サービス業のうち宿泊業及び娯楽業は、従業員数が20人以下

2 融資の条件 すべての融資に保証協会の保証を必要とします。

資金使途	融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率	保証料率
運転資金	2,000万円 既存の保証協会の利用残高を含む	運転5年以内 (6ヶ月以内)	運転 年1.90%	年0.50~1.87% (割引有)
設備資金		設備10年以内 (1年以内)	設備 年0.90%(注2) 又は1.40%(注3)	経営指導特例 (引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けている方) 年0.50~1.55% (割引有)



小口零細企業資金の設備資金の設備資金に対して利子補給をしています。

(注2)ひめボス基本認証者又はパートナーシップ構築宣言公表者

(注3)注2以外の方

3 添付書類

商工会議所等に申込みを行う場合は、商工会議所等の意見書

その他にも書類が必要な場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

4 融資申込窓口：金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、愛媛県信用保証協会、各商工会議所、各商工会、愛媛県中小企業団体中央会、愛媛県中小企業指導センター、愛媛県人権対策協議会

※経営指導特例を適用する融資申込みについては、各商工会議所、各商工会、愛媛県中小企業団体中央会、愛媛県中小企業指導センター、愛媛県人権対策協議会に申込みを行ってください。

(令和7年10月1日現在)